

社会福祉法人真光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真光会（以下「当法人」という）定款第8条ならびに第21条、評議員選任・解任委員会運営細則第7条の規定に基づき、理事及び監事、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第2条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円	23区内 4,000円
		青梅市外 3,000円
		青梅市内 2,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円	23区内 4,000円
		青梅市外 3,000円
		青梅市内 2,000円

3 評議員選任・解任委員が委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、当法人の職員を兼務している者に対しては支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員選任・解任委員会出席報酬等	10,000円	23区内 4,000円
		青梅市外 3,000円
		青梅市内 2,000円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第3条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のため

の業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の実地検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	20,000円	10,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務するものは、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年04月01日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	10,000円	23区内 4,000円 青梅市外 3,000円 青梅市内 2,000円
監事監査指導報酬等 (日額)	10,000円	23区内 4,000円 青梅市外 3,000円 青梅市内 2,000円